

白蟻防除工事 申込書兼契約書

株式会社テコラ(以下「甲」という)と申込者(以下「乙」という)は、白蟻防除工事について次の通り契約を締結する。

第1条 (工事内容)

乙は甲に対し、ヤマトシロアリおよびイエシロアリを対象とした白蟻防除工事を申し込み、甲はこれを受託する。

第2条 (施工場所)

施工場所は、居住用建物本体の処理可能な1階床下部分および土間部分とする。

ただし、玄関ポーチその他屋外部分は原則として施工対象外とし、別途協議のうえ実施する場合がある。

第3条 (施工範囲)

施工範囲は、甲が白蟻防除処理を実施した箇所とする。

第4条 (工事代金)

本工事の代金は右記の通りとする。

円 (税込)

第5条 (支払方法)

乙は工事完了後、クレジットカードにより工事代金を支払うものとする。

第6条 (保証概要)

本工事には、対象害虫(ヤマトシロアリ・イエシロアリ)に対する10年間の白蟻防除保証が付与されるものとし、保証内容および免責事項は別途交付する保証書の定めによる。

第7条 (保証範囲)

本工事の保証は、原則として白蟻防除処理を実施した箇所に限り適用されるものとする。

ただし保証書に別途定めがある場合はその定めに従うものとする。

第8条 (既存被害)

施工前に存在していた白蟻被害または建物損傷について、甲は責任を負わない。

第9条 (被害原因の判断)

建物の損傷が白蟻によるものか否かについては、甲による調査結果に基づき判断するものとする。

第10条 (損害賠償)

本工事の施工に起因して乙に損害が生じた場合、甲の賠償責任は本工事の契約金額を上限とし、通常かつ直接生じた損害に限るものとし、逸失利益その他の間接損害については責任を負わないものとする。

ただし、甲の故意または重大な過失による場合はこの限りではない。

なお、本工事における対象害虫(ヤマトシロアリ・イエシロアリ)による被害に関する保証は、本条に基づく損害賠償とは別個のものとし、本条の定めによらず、別途交付する保証書の定めに従うものとする。

第11条 (追加工事)

調査または施工の結果、追加工事が必要となった場合は乙と協議のうえ別途見積とする。

第12条 (クーリングオフ)

乙は、本書面(本契約書)を受領した日を含め8日以内であれば、理由を問わず書面または電磁的記録により契約を解除することができる。

クーリングオフについて

本契約が訪問販売に該当する場合、乙は本書面を受領した日を含め8日以内であれば、理由を問わず書面または電磁的記録により契約を解除することができます。

クーリングオフを行った場合、乙は損害賠償または違約金を支払う必要はありません。
また、甲が既に代金を受領している場合は速やかにその全額を返金します。

なお、乙の希望によりクーリングオフ期間内に工事を開始した場合であっても、施工済み部分についてはその対価を支払う必要があります。

【記載例】

契約解除通知書

契約日：○年○月○日

契約商品：白蟻予防工事

契約金額：○○円

販売会社名：株式会社テコラ

上記契約を解除します。

お名前：○○

ご住所：○○

必ずコピーまたは送信記録を保管してください。

■通知先

〒541-0044

大阪府大阪市中央区伏見町4丁目4-9 淀屋橋東洋ビル3階
株式会社テコラ お客様担当係

■通知方法

ハガキまたは書面で契約解除の意思を通知してください。

郵送の場合は発信日(消印日)がクーリングオフ期間内であれば有効です。

また、電子メールその他の電磁的記録によって契約解除の意思を通知することもできます。

施工条件確認

乙は、本工事の施工にあたり次の事項について
内容を理解したうえで本契約を締結するものとする。

- 1, 床下構造、基礎形状、床下空間の高さ、配管設備その他の状況により、やむを得ず床下の一部について目視確認または薬剤処理ができない場合があること。
- 2, 本工事の保証は、原則として白蟻防除処理を実施した箇所に限り適用されること。
- 3, 白蟻防除処理を実施した箇所であっても、屋外部分（ガレージ・カーポート・外構等）は保証対象外となること。
- 4, 本工事および保証は、ヤマトシロアリおよびイエシロアリによる被害を対象としており、その他の害虫および原因による被害・損傷は対象外となること。

当日施工の希望について

乙の希望により申込日当日に工事を開始する場合、
乙は自らの意思により当日の施工を依頼したものであることを確認する。
また乙は、次の事項について説明を受け理解したものとする。

- 1, クーリングオフ制度について説明を受けたこと。
- 2, クーリングオフ期間内であっても、乙の希望により工事を開始した場合、施工済み部分についてはその対価を支払う必要があること。
また、本工事で使用する薬剤は施工後に回収することができず、原状回復が困難であること。

契約当事者

■施工会社(甲)

株式会社テコラ

〒541-0044

大阪府大阪市中央区伏見町4-4-9 淀屋橋東洋ビル 3階

■申込者(乙)

申込日(契約日)

申込者氏名

申込者住所(乙)

施工場所(建物所在地)

※電子契約の場合、電子署名日を契約日とする。